

死没旧軍人等履歴に係る情報の提供に関する取扱要領

第1 目的

この要領は、兵庫県が管理する死没旧軍人等履歴に係る情報の提供に関して必要な事項について定める。

第2 対象とする情報

この要領において提供の対象とする情報は、兵庫県が管理する公文書のうち、次に掲げる文書（以下「兵籍簿等」という。）に記載されている情報とする。ただし、調査対象者の名誉その他の正当な利益を損なうおそれのある情報を除く。

- (1) 陸軍兵籍
- (2) 臨時軍人（軍属）の届及び名簿
- (3) 本籍地名簿
- (4) その他軍歴が記載されている資料

第3 対象情報の提供を求めることができる者

この要領により対象情報の提供を求めることができる者（以下「申請者」という。）は調査対象者の遺族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族に限る。以下同じ。）とする。

第4 死没旧軍人等履歴に係る情報提供の申請

1. 申請手続き

死没旧軍人等履歴に係る情報の提供に当たっては、申請者に兵籍簿等情報提供申請書（様式第1号）に必要事項を明記し提出させるとともに、次の書類により身元の確認を行い、情報提供を実施する。

なお、申請者が、これらの書類を送付して請求する場合には、申請者の住民票の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）が記載されていない、申請をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を併せて送付させるものとする。

(1) 本人確認書類等

- ①申請者本人であることが確認できる運転免許証、旅券その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類（写しの送付を受ける場合は、個人番号にマスキングが施されたものに限る。写真のあるものは1種、写真のないものは2種必要。以下「身元確認書類」という。）
- ②遺族であることが確認できる戸籍謄本等の書類
- ③調査対象者の死亡年月日が確認できる戸籍謄本等の書類

2. 対象情報の提供方法

この要領により情報提供される文書は旧陸軍から引き継いだ兵籍簿等であり、経年劣化により破損等のおそれがあるため、特段の事情のある場合を除き、原則として写しの交付により行う。

3. 費用の負担

送付により写しの交付を受ける場合には、あらかじめ送付に要する費用を納付しなければならない。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この取扱要領の施行に伴い、「旧軍人等履歴に係る個人情報の開示等の取扱いについて（平成26年5月26日）」は廃止する。

附 則

この取扱要領は、令和7年4月1日から施行する。